

浜松市国民保護協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市国民保護協議会条例（平成18年浜松市条例第5号）第7条の規定に基づき、浜松市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、会議開催の場所及び日程並びに付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第3条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第8号の規定に基づき任命された委員を除く。）は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員及び代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議録)

第4条 会議については、会議録を作成し、会長の指名する委員がこれに署名押印しなければならない。この場合において、署名する委員の数は2人以上とする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、浜松市危機管理監危機管理課において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。